平成２５年（フ）第１７０号
沖縄県沖縄市字大里63番地　東部ハイツⅢ301
債務者　津覇　幸夫
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第９８４号
東京都小平市小川町１丁目386番地の２カサベルデクラス101号
債務者　勅使河原友子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成25年９月５日午前10時破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成25年12月５日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０７９号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15―1105号
破産者　杉尾　　真
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　破産管財人　弁護士　五十川　伸
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２０８６号
さいたま市北区日進町２丁目1864番地10
破産者　株式会社さいたまソフトウェアセンター
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２６号
埼玉県上尾市谷津２丁目１番50号25
破産者　有限会社セブンシューズコジマ
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿児島市船津町１番９号
破産者　有限会社フナツ調剤薬局
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８０号
長野県松本市中央３丁目８番８号
破産者　有限会社日本九九検定振興会
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６３７６号
大阪市東成区東中本１丁目６番12号
破産者　株式会社小角
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１号
兵庫県加西市殿原町400番地
破産者　後藤繊維株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３４１号
鹿児島県日置市吹上町田尻6429番地１
破産者　有限会社小屋商店
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１号
岩手県花巻市下根子535番地
破産者　株式会社東北シスコン
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２７６号
三重県津市片田田中町72番地
破産者　株式会社伊勢・ミート
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２１号
佐賀県鹿島市浜町乙2681番地の２
破産者　有限会社なかの土木
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２４６１号
福岡市博多区吉塚４丁目12番25号
破産者　西興食品株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８１号
相模原市中央区横山３丁目33番７号
破産者　有限会社ジャスト住販
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６２号
神奈川県秦野市寺山936番地
破産者　有限会社久保田養鶏園
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６０号
静岡市葵区大岩町１番46号
破産者　有限会社原野
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５７号
愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７
破産者　株式会社ティーピーオー
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部